

昭和二十八年文部省令第九号

学位規則

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六十八条第一項の規定に基き、学位規則を次のように定める。

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 大学が行う学位授与（第二条—第五条の三）

第三章 短期大学が行う学位授与（第五条の四）

第四章 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う学位授与（第六条・第七条）

第五章 雑則（第八条—第十三条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第四百四条第一項から第四項までの規定により大学又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が授与する学位については、この省令の定めるところによる。

第二章 大学が行う学位授与

（学士の学位授与の要件）

第二条 法第四百四条第一項の規定による学士の学位の授与は、大学（短期大学を除く。第十条、第十条の二、第十一条及び第十三条を除き、以下同じ。）が、当該大学を卒業した者に対し行うものとする。

（修士の学位授与の要件）

第三条 法第四百四条第一項の規定による修士の学位の授与は、大学院を置く大学が、当該大学院の修士課程を修了した者に対し行うものとする。

2 前項の修士の学位の授与は、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第四条第三項の規定により前期及び後期の課程の区分を設けない博士課程に入学し、大学院設置基準第十六条及び第十六条の二に規定する修士課程の修了要件を満たした者に対しても行うことができる。

（博士の学位授与の要件）

第四条 法第四百四条第一項の規定による博士の学位の授与は、大学院を置く大学が、当該大学院の博士課程を修了した者に対し行うものとする。

2 法第四百四条第二項の規定による博士の学位の授与は、前項の大学が、当該大学の定めるところにより、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に対し行うことができる。

（学位の授与に係る審査への協力）

第五条 前二条の学位の授与に係る審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

（専門職大学院の課程を修了した者に対し授与する学位）

第五条の二 法第四百四条第一項に規定する文部科学大臣の定める学位は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとし、これらは専門職学位とする。

区分	学位
専門職大学院の課程（次項以下の課程を除く。）を修了した者に授与する学位	修士（専門職）
専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第十八条第一項に規定する法科大学院の課程を修了した者に授与する学位	法務博士（専門職）
専門職大学院設置基準第二十六条第一項に規定する教職大学院の課程を修了した者に授与する学位	教職修士（専門職）

（専門職学位の授与の要件）

第五条の三 法第四百四条第一項の規定による前条の専門職学位の授与は、専門職大学院を置く大学が、当該専門職大学院の課程を修了した者に対し行うものとする。

第三章 短期大学が行う学位授与

（短期大学士の学位授与の要件）

第五条の四 法第四百四条第三項の規定による短期大学士の学位の授与は、短期大学が、当該短期大学を卒業した者に対し行うものとする。

第四章 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う学位授与

（学士、修士及び博士の学位授与の要件）

第六条 法第四百四条第四項の規定による同項第一号に掲げる者に対する学士の学位の授与は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の定めるところにより、短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は次の各号の一に該当する者で、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第三十一条第一項の規定による単位等大学における一定の単位の修得又は短期大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻科のうち独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たすものにおける一定の学修その他文部科学大臣が別に定める学修を行い、かつ、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う審査に合格した者に対し行うものとする。

一 大学に二年以上在学し六十二単位以上を修得した者

二 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程を修了した者のうち法第五十八条の二（法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定により大学に編入することができるもの

三 専修学校の専門課程を修了した者のうち法第三百三十二条の規定により大学に編入することができるもの

四 外国において学校教育における十四年の課程を修了した者

五 その他前各号に掲げる者と同等以上の学力がある者として文部科学大臣が別に定める者

2 法第四百四条第四項の規定による同項第二号に掲げる者に対する学士、修士又は博士の学位の授与は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定めるところにより、同号に規定する教育施設に置かれる課程で独立行政法人大学改革支援・学位授与機構がそれぞれ大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程に相当する教育を行うと認めるものを修了し、かつ、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の行う審査に合格した者に対し行うものとする。

（学位授与の審査への参画）

第七条 前条の学位の授与の審査に当たっては、大学の教員等で高度の学識を有する者の参画を得るものとする。

第五章 雑則

(論文要旨等の公表)

第八条 大学及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から三月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

第九条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から一年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該博士の学位を授与した大学又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該大学又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、当該博士の学位を授与した大学又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(専攻分野の名称)

第十条 大学及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、学位を授与するに当たっては、適切な専攻分野の名称を付記するものとする。

(共同教育課程に係る学位授与の方法)

第十条の二 大学設置基準第四十三条第一項、大学院設置基準第三十一条第二項、短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)第三十六条第一項又は専門職大学院設置基準第三十二条第二項に規定する共同教育課程を修了した者に対し行う学位の授与は、当該共同教育課程を編成する大学が連名で行うものとする。

(学位の名称)

第十一条 学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、当該学位を授与した大学又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の名称を付記するものとする。

(学位授与の報告)

第十二条 大学又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から三月以内に、それぞれ別記様式第一又は別記様式第二による学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(学位規程)

第十三条 大学は、学位に関する事項を処理するため、論文審査の方法、試験及び学力の確認の方法等学位に関し必要な事項を定めて文部科学大臣に報告するものとする。

2 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、第六条に規定する学位の授与に係る要件及び審査の方法等学位に関し必要な事項を定めて文部科学大臣に報告するとともに、これを官報に公示するものとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三一年五月二九日文部省令第一五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十七年三月三十一日文部省令第一三号)

この省令は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四〇年三月六日文部省令第六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四〇年三月二九日文部省令第一〇号)

この省令は、昭和四十年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四四年三月五日文部省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四四年四月一日文部省令第一〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四九年六月七日文部省令第二五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四九年六月二〇日文部省令第二九号)

この省令は、昭和五十年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五二年五月二日文部省令第二三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五三年三月一日文部省令第三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五三年一月九日文部省令第四三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五六年一月一七日文部省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年九月一日文部省令第三五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年一〇月二六日文部省令第四三号)

(施行期日)

1 この省令は、平成二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成二年三月三十一日に大学院において獣医学を履修する修士課程に在学し、引き続き当該課程に在学する者については、改正後の学位規則別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成三年六月三日文部省令第二七号)

この省令は、平成三年七月一日から施行する。

附 則 (平成五年四月二三日文部省令第二四号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の学位規則第十二条の規定にかかわらず、同条に規定する報告の様式については、平成六年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成一〇年八月一四日 文部省令第三四号)

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年三月三一日 文部省令第三五号) 抄
(施行期日)

1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年一〇月三一日 文部省令第五三号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一五年三月三一日 文部科学省令第一五号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年三月三一日 文部科学省令第一五号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年九月九日 文部科学省令第四〇号)

この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月一日 文部科学省令第二号)

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年七月三一日 文部科学省令第二二号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年一二月一四日 文部科学省令第三九号) 抄
(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年一二月二五日 文部科学省令第四〇号) 抄

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年十二月二十六日)から施行する。

附 則 (平成二〇年一二月一三日 文部科学省令第三五号)

この省令は、平成二十一年三月一日から施行する。

附 則 (平成二四年三月一四日 文部科学省令第六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二五年三月一一日 文部科学省令第五号)

(施行期日)

1 この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の学位規則(以下「新学位規則」という。)第八条の規定は、この省令の施行の日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。

3 新学位規則第九条の規定は、この省令の施行の日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

附 則 (平成二八年三月三〇日 文部科学省令第一〇号)

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年四月一日 文部科学省令第二三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

別記様式第一(用紙の大きさは、日本工業規格A4)

別記様式第一(用紙の大きさは、日本工業規格A4)

学位(博士)授与報告書

学位番号	博士の学位 授与の名称 (ふりがな)	博士の学位を授与されたもの				博士課程内修了等の状況			博士論文名	授与年月日	博士論文 受理年月日	博士論文 審査完了 年月日
		種別	進修課程	課程	次年度迄	修了済	修了済 (特記)	修了済				
甲第〇〇〇〇	博士()											
甲第〇〇〇〇	博士()											
甲第〇〇〇〇	博士()											
甲第〇〇〇〇	博士()											
甲第〇〇〇〇	博士()											
甲第〇〇〇〇	博士()											
甲第〇〇〇〇	博士()											
甲第〇〇〇〇	博士()											

注 1 学位番号は、学位規則(昭和四十二年法律第百九号)に基づき授与された博士の学位番号とし、学位規則(昭和四十二年法律第百九号)では「甲第〇〇〇〇」の形式で表示されるものとする。

注 2 博士の学位を授与された者が専攻課程(博士課程)を修了する場合は、本行に代えて学位印を記入すること。

注 3 博士論文の審査が専攻課程で完了している場合は、専攻課程の「修了済」欄に「修了済」として記入すること。

注 4 この報告書は、学位規則(昭和四十二年法律第百九号)に基づき授与された博士の学位に、同時に一貫学位の授与が行われる場合、同時に一貫学位の授与が行われることを示す。

別記様式第二 (用紙の大きさは、日本工業規格 A 4)

別記様式第二 (用紙の大きさは、日本工業規格 A4)

学位 (博士) 授与報告書

大学経歴・学位授与情報

報告番号	博士の専攻分野の名称	博士の学位を授与された者				大学評価・学位授与機構が大学院の博士課程に相当する教育を行うと認める課程の修了状況等			博士論文名	授与年月日	申請受理年月日	審査終了年月日
		(ふりがな) 氏名	性別	生年月日	本籍	教育機関名	課程名	修了年月日				
第 号	博士 ()				新潟県							
第 号	博士 ()				新潟県							
第 号	博士 ()				新潟県							
第 号	博士 ()				新潟県							
第 号	博士 ()				新潟県							
第 号	博士 ()				新潟県							
第 号	博士 ()				新潟県							

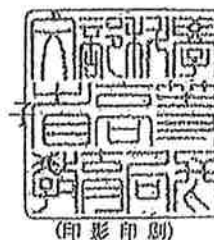
- 備考 1 報告番号は、学位規則 (昭和28年文部省令第9号) により授与された博士の一連番号とすること。
 2 別記様式第一備考第2号から第4号までの規定は、この様式の場合について準用する。



24文科高第937号
平成25年3月11日

各 国 公 私 立 大 学 長 殿
独立行政法人大学評価・学位授与機構長

文部科学省高等教育局長
板 東 久 美



学位規則の一部を改正する省令の施行等について（通知）

このたび、別添1のとおり、学位規則の一部を改正する省令（平成25年文部科学省令第5号）が平成25年3月11日に公布され、平成25年4月1日から施行されることとなりました。

今回の改正は、教育研究成果の電子化及びオープンアクセス化の推進の観点から、博士の学位を授与された者は当該博士の学位の授与に係る論文をインターネットの利用により公表するものとするとともに、博士の学位を授与した大学及び独立行政法人大学評価・学位授与機構は当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果をインターネットの利用により公表するものとするため、関係規定の整備を行うものです。あわせて、博士の学位授与に関する報告等についてもインターネットの利用によることとします。

これらの改正の概要及び留意すべき事項は下記のとおりですので、十分御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようにお取り計らいください。

記

第1 学位規則（昭和28年文部省令第9号）の一部改正

1 改正の概要

(1) 論文要旨の公表

大学及び独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「大学等」という。）は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文（以下「博士論文」という。）の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

（第8条関係）

(2) 博士論文の公表

- ① 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでないこと。(第9条第1項関係)
- ② 博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該博士の学位を授与した大学等の承認を受けて、当該博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができるものとする。この場合において、当該大学等は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。(第9条第2項関係)
- ③ 博士の学位を授与された者が行うこれらの公表は、当該博士の学位を授与した大学等の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。(第9条第3項関係)

2 留意事項

(1) 公表に係る考え方について

博士論文等の公表に係る制度は、大学における教育研究の成果である博士論文等の質を相互に保証し合う仕組みとして整備されているものであり、公表の方法を、従来、印刷公表、すなわち単行の書籍又は学術雑誌等の公刊物に登載するものとしていたところ、情報化が進展する中において当該目的をより効果的に達成するため、また、学位を授与された者の印刷に係る負担軽減の観点から、その方法をインターネットの利用により行うものとする。

なお、ここにいう公表とは、将来にわたり広く公表された状態を保持することをいい、その方法については第一の2の(2)の通りとすること。

(2) 公表の方法について

改正後の学位規則第8条及び第9項に規定するインターネットの利用による公表の具体的な方法については、当該博士の学位を授与した大学等の機関リポジトリ*（共同リポジトリ及び大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立情報学研究所が提供する共用リポジトリサービスにより構築されたりポジトリを含む。以下同じ。）による公表を原則とされたいこと。

機関リポジトリを有していない大学等においては、教育研究成果のオープンアクセス化を含め知的情報の蓄積・発信のための重要な手段として機関リポジトリを位置付け、整備を図るよう努めることとされたいこと。また、機関リポジトリが整備されるまでの間は、当該大学等のホームページにより公表すること、又は国立国会図書館に送付する博士論文を同館がインターネットの利用により提供することをもって、機関リポジトリによる公表に代えるものとする。

なお、機関リポジトリの構築については、別添2を参照すること。

*大学及び研究機関等における教育研究活動によって生産された電子的な知的生産物を保存し、原則的に無償で発信するためのインターネット上の保存書庫

(3) 代替措置の取扱いについて

改正後の学位規則第9条第2項に規定する、博士論文の全文に代えてその内容を要約したものである「やむを得ない事由がある場合」とは、客観

的に見てやむを得ない特別な理由があると学位を授与した大学等が承認した場合をいい、例えば、次に掲げる場合が想定されること。この場合において、当該大学等は、当該博士論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

- ① 博士論文が、立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットの利用により公表することができない内容を含む場合
- ② 博士論文が、著作権保護、個人情報保護等の理由により、博士の学位を授与された日から1年を超えてインターネットの利用により公表することができない内容を含む場合
- ③ 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等との関係で、インターネットの利用による博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が、博士の学位を授与された日から1年を超えて生じる場合

なお、「やむを得ない事由」が無くなった場合には、博士の学位を授与された者は当該博士論文の全文を、大学等の協力を得てインターネットの利用により公表すること。

(4) 学位規程等の整備について

各大学等は、この学位規則の改正に伴い、学位規程等学内諸規程の整備を行った場合においては、速やかに文部科学大臣に報告又は届出をすること。

(5) 改正内容の周知について

各大学等は、博士課程の学生及び博士課程に進学を希望する学生に対し、改正後の学位規則の内容について周知を図ること。

3 施行について

(1) 平成25年4月1日から施行するものとする。

(2) 改正後の学位規則第8条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合には、なお従前の例によるものとする。

(3) 改正後の学位規則第9条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例によるものとする。

4 その他

平成25年4月1日をもって、「博士の学位授与に関する報告等について」(昭和50年3月18日付け文大第150号文部省大学局長通知)は、廃止するものとする。

第2 博士の学位授与に関する報告等について

1 博士の学位授与に関する報告等について

平成25年4月1日以降に授与した博士の学位に係る学位授与報告書の学位規則第12条の規定による提出、及び同日以降に定める又は改正する学位規程の学

位規則13条の規定による報告については、電子メールの利用により提出又は報告するものとする。

なお、電子メールの利用については、別添2を参照すること。

2. 博士論文の国立国会図書館への送付等について

各大学等は、国立国会図書館からの依頼(別添3)に沿って、国立国会図書館への博士論文の送付等を行うものとする。

なお、不明な点に係る照会については、別添2を参照すること。

(本件担当)

高等教育局大学振興課大学院係

電話：03-5253-4111(3312)

(別添2)

第1 機関リポジトリの構築について

機関リポジトリの構築については、各大学等の図書館機能を活用するほか、共用リポジトリサービスの利用等不明な点は以下に照会すること。

照会先：大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立情報学研究所
学術基盤推進部学術コンテンツ課図書館連携チーム
電子メールアドレス ir@nii.ac.jp

第2 博士の学位授与に関する報告等に係る電子メールの利用について

1 博士の学位授与報告

平成25年4月1日以降に授与した博士の学位に係る学位授与報告書の学位規則第12条の規定による提出については、以下の提出先に電子メールの利用により提出すること。

この際、電子メールの件名及び提出ファイル名は「提出年月日（大学等名）学位授与報告書（甲又は乙）」とすること（甲とは学位規則第4条第1項によるもの、乙とは同条第2項によるものとする。）。

例：H25.4.1（文部科学大学）学位授与報告書・(甲)

なお、提出様式は従来のもと同じとする。電子データでの提出様式が必要な場合には、以下に照会すること。

提出・照会先：文部科学省高等教育局大学振興課大学改革推進室大学院係
電子メールアドレス gakui@mext.go.jp

2 学位規程の報告

平成25年4月1日以降に定める又は改正する学位規程の学位規則13条の規定による報告については、以下の提出先に電子メールの利用により報告するものとする。

この際、電子メールの件名及び提出ファイル名は「提出年月日（大学等名）学位規程」とすること。

例：H25.4.1（文部科学大学）学位規程

なお、改正の場合には改正箇所がわかる資料を添付することとし、そのファイル名は「提出年月日（大学等名）学位規程改正箇所」等内容のわかる名称とすること。

提出先：文部科学省高等教育局大学振興課大学改革推進室大学院係
電子メールアドレス gakui@mext.go.jp

第3．博士論文の国立国会図書館への送付等に係る照会について

国立国会図書館への博士論文の送付等に係る不明な点は、国立国会図書館のホームページを参照するほか、以下に照会すること。

照会先：国立国会図書館 博士論文担当
電子メールアドレス hakuron@ndl.go.jp

(別添3)

(平成25年国図収1302281号 別紙)

平成25年3月11日
国立国会図書館

学位規則改正に伴う博士論文等の送付に係る運用の変更について(概要)

大学及び独立行政法人大学評価・学位授与機構(以下「学位授与大学等」という。)が授与した博士の学位に係る論文については、昭和50年3月18日付け文大太第150号に基づいて国立国会図書館への送付がなされていますが、学位規則の一部を改正する省令(平成25年文部科学省令第5号)が平成25年4月1日から施行されることに伴い、博士論文等の送付に係る運用を下記のとおり変更することとしますので、よろしくお願ひします。

については、関係する学内諸規定の整備についても、御配慮をお願いします。

なお、詳細については、当館のホームページを参照してください。

記

1 国立国会図書館の役割

従来と同様、学術研究成果の公開利用に資するため、博士論文を網羅的に収集・保存し、幅広い利用に供するとともに、将来にわたっての利用を保証します。

2 対象となる博士論文

平成25年4月1日以降に授与される博士の学位に係る論文

3 送付方法

学位授与大学等が、公表手段等に応じて、次のいずれかの方法で当館に送付してください。

(1) 国立情報学研究所がメタデータを自動収集する機関リポジトリで公表する場合

当館が自動収集するため、送付は不要です。ただし、以下の6に対応してください。

(2) (1)以外の機関リポジトリやホームページ等で公表する場合

当館が用意する送信用システムを利用して送信してください。

(3) インターネットを利用して論文の全文を公表しない場合

電子形態の場合は、当館が用意する送信用システムを利用して送信してください。

印刷物等の形態の場合は、次の要領で送付してください。

(ア) 各被授与者別に封筒に入れ、封筒の表に報告番号、学位の種類、氏名、大学名を記入する。

(イ) 送付する小包には「学位論文在中」と朱書する。

4 博士論文の電子データの形式

長期的な保存と利用に適した形式の電子データとしてください。

5 学位授与報告書の写しの送付

学位規則第12条の規定により文部科学大臣に提出する学位授与報告書の写しを、当館に電子メールで送付してください。送付していただく電子データの形式等については、当館のホ

ームページで示します。

なお、国立情報学研究所が博士論文を網羅的に検索できる環境を構築するため、当館は当該電子データを国立情報学研究所に提供します。

6 機関リポジトリにおける対応

学位規則改正に伴い、国立情報学研究所が機関リポジトリのメタデータフォーマット(junii2)及びガイドラインを改定します。必要となる対応の詳細については、国立情報学研究所のホームページを参照してください。

7 送付された博士論文の国立国会図書館における利用

送付された博士論文は、国立国会図書館法及び著作権法が定める範囲において、館内での閲覧、複写等の利用に供します。

このほか、改正後の学位規則第9条第2項の規定により博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表する場合を除き、当館はインターネットの利用による提供ができるものとしします。

なお、当館における利用に制限が必要な場合及びその制限に変更が生じた場合は、申し出てください。

8 その他

平成25年3月31日以前に授与された博士の学位に係る論文については、昭和50年3月18日付け文大太第150号に従って送付してください。